

令和7年度 岡山県立笠岡工業高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動（運動部活動10部、文化部活動5部）

野球、バレーボール、レスリング、陸上競技、卓球、剣道、サッカー、バドミントン、テニス、
ウェイトリフティング、機械工作、電気工作、土木研究、囲碁将棋、VYS

2 目 標

- (1) 運動部：生涯にわたって運動に親しむとともに、健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
文化部：生涯にわたって文化的活動に親しむとともに、専門的知識や専門技術の向上に繋がるような活動習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性や社会性、コミュニケーション能力等を育む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日
 - ・原則、毎週日曜日を完全休養日とする。ただし、大会・合宿・練習試合等により活動した場合は、平日に休養日を設定する。
 - ・考查期間中は原則として活動を行わない。ただし、特別な理由がある場合は1時間程度の活動を可能とする。
 - ・夏季及び冬季の閉庁日については原則として活動を行わない。ただし、特別な理由がある場合は活動を可能とし、別途休養日を設定する。
 - ※年間を通して、休養日の割合が週2日程度になるよう、配慮・調整する。
- (2) 活動時間
 - ・準備や片付けを除き、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
 - ・下校時間は原則、4月～11月は19:30、12月～3月は19:00とする。ただし、試合期やその他特別な理由（検定補習等）がある場合は1時間程度下校時間を延長することができる。
- (3) 遠征・合宿
 - ・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに遠征・合宿届を提出する。
- (4) 大会参加
 - ・高体連・高文連・高野連・日本協会（各競技）・高工教協会以外の主催大会は、事前に許可を得る。

4 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- (2) 研修会の実施
 - ・顧問会議の実施と合わせ部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施し、共通理解を図る。
 - ・生徒を対象とした研修（AED講習会等）を実施し、安全活動の推進を図る。
- (3) 部費の取り扱いについて
 - ・部費等の取り扱いについては公費に準ずる。
 - ・生徒から別途部費を徴収する部については、毎月初めに前月分の関係書類を出納責任者へ提出しチェックを受ける。また、年度末には決算書を提出し、保護者へ報告する。
- (4) その他
 - ・顧問は日々の活動状況を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者との連絡を密にし、活動計画や結果の報告を行い、部活動への理解と協力を得るよう努める。
 - ・規律違反等好ましくない状況があった場合は職員会議等で議論の上、一定期間活動を停止させることがある。